

議案第46号

取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市空家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年9月1日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に関する規定が新設されたことを受け、条例においても管理不全空家等に対する指導・勧告について新たに規定するほか、同法の改正により条項の移動が生じたことに伴う条例で引用する条項の整理等の所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市空家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p><u>(4)及び(5) (略)</u></p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>適正に管理するとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>(現況調査)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による情報の提供があったときその他適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、<u>法第9条の規定に基づき、空家等の所有者等に対し、必要な事項を報告させ、又は当該空家等の現況について調査を行うものとする。</u></p> <p><u>(管理不全空家等に対する措置)</u></p> <p>第6条 <u>市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、法第13条の規定に基づき、指導又は勧告(以下「管理不全空家等に対する措置」という。)をすることができる。</u></p> <p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第7条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第22条の規定に基づき、助言又は</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)及び(4) (略)</u></p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、<u>適正に管理しなければならない。</u></p> <p>(現況調査)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による情報の提供があったときその他適正な管理が行われていない空家等があると認めるときは、<u>法第9条の規定に基づき、当該空家等の現況について調査を行うものとする。</u></p> <p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第6条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、<u>法第14条の規定に基づき、助言又は</u></p>

指導、勧告、命令その他の措置(以下「特定空家等に対する措置」という。)を講ずることができる。

(公表)

第8条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

第9条 (略)

(警察署その他の関係機関との連携)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、管理不全空家等に対する措置、特定空家等に対する措置及び前条の緊急安全措置に係る情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

第11条及び第12条 (略)

指導、勧告、命令その他の措置(以下「特定空家等に対する措置」という。)を講ずることができる。

(公表)

第7条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公表することができる。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

第8条 (略)

(警察署その他の関係機関との連携)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、特定空家等に対する措置及び前条の緊急安全措置に係る情報を提供し、必要な協力を求めることができる。

第10条及び第11条 (略)

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。